

保護者 様

## 「学校給食費の無償化について」お知らせ

令和4年度から令和8年度までの5年間は、子育て手支援の一環として湯浅町立小中学校等に通う児童生徒の学校給食費は無償化になります。

- ・対象は、湯浅町立小学校・中学校に在籍し、町内に住所を有する児童生徒の保護者となります。
- ・町外在住の児童生徒の保護者の方は、別紙「学校給食費のお知らせ」のとおり、給食費の納付等をお願いします。

※ **口座登録につきましては、学校でけがをした際の補償保険の支払い等で必要となるため給食費無償に関係なく、引き続き必要になります。**

- ・前年度までに登録されている方は、新しく登録する必要はありません。引き落とし先の金融機関変更の希望がある方のご連絡下さい。
- ・新規登録が必要な方（新小学一年生等）は、次の金融機関の中から1つを選んでいただき、**令和4年4月28日（木）**まで各金融機関に「預金口座振替依頼書」をご提出ください。

〔金融機関名〕

- 紀陽銀行 湯浅支店及び各本支店
- なぎさ信用漁業共同組合連合会有田支店
- ありだ農協 湯浅支所及び有田管内各支所
- 近畿ろうきん 有田支店及び各支店
- きのくに信用金庫 湯浅支店及び各本支店

○ 給食に関して次の場合は、学校に連絡をお願いします。

① 出席停止の場合（インフルエンザ・感染症など）

インフルエンザ等であることが分かった時点で早急に学校へ連絡してください。

② 連続5日以上欠席が見込まれる場合

前日（休日を除く）の午前10時までに学校へ電話連絡してください。

給食を再度開始する場合（長期欠席後など）

給食を用意するにあたり、3日前（休日を除く）の午前10時までに学校へ電話連絡してください。